

第266回 滋賀県公有財産審議会議事概要

標記の審議会について、結果概要を下記の通りお知らせいたします。

- 1 日時 令和6年12月19日(木)10:00～10:40
- 2 場所 滋賀県庁 本館1階 1-D 会議室(クリエイティブルーム)
- 3 出席者 【委員】駒林良則会長、上田和子委員、西川真美子委員、佃裕美委員、
千代博委員、田中勝委員、荒木麻実委員、
【欠席】上田理子委員、岡田英基委員、北川純二委員、
濱川克彦幹事、植村拓也幹事、寺田由美子幹事
- 4 進行等 議長:駒林 良則(会長)
事務局:大橋 淳也(財政課 財産活用推進室長)
- 5 諮問案件
第1号…行政財産使用料減免基準運用の見直しについて(協議)

6 概要

	第1号議案 行政財産使用料減免基準運用の見直しについて(協議) 【提案課】 総務部財政課
	(提案課より説明)
委員	使用許可の期間は3年であったり毎年更新であったり、違いがあるということですが、その違いはどのような基準で決められているのでしょうか。
提案課	使用許可の期間について、規則の定めでは、基本は単年度となっておりますが、固定資産の評価替えの時期に合わせて、必要に応じて3年までは延長できるという

運用にしております。

決算の状況を単年度でしっかり見ていくような案件であると、単年度にしておりますし、そうでないような場合ですと、3年まで長く許可しているということがあります。

委員

減免基準や事務処理要領について、きちんと改正していただくことは大変いいことだと思いますし、すべきことをやっていたらと思うんですけど、その庁内への徹底であるとか、運用であるとかが、きっちりとできているかということが大事であると思います。

庁内に周知というところで文書を発信するというようなお話があったんですけど、庁内の各課におかれましても、文書を発送するだけでは、なかなか徹底もしにくいのかなと思うので、例えば説明会を開くであるとか、きっちりと皆さんの頭の中に落とし込んでいただくということが大事ではないかと思います。

提案課

1月23日にオンラインで全庁向けに研修会を実施予定であり、「今回大きな改正があったので受講してください」という呼びかけを例年以上に強く発信して、今回の改正事項については説明をしていきたいと考えています。

委員

解釈の指針や事務処理要領の改正の内容については、妥当という印象です。

事後検証の部分で、減免基準①イの要件を満たすかどうかというところを主に検証の視点とされているが、減免率の部分については事後検証の必要はないとお考えでしょうか？

提案課

非常に大切な視点だと思うので、実際にお示しする資料の中では検討してまいりたいと思います。

委員

そうすると、決算書等も添付資料として必要になってきて、資料が大分多くなると

思いますので、その示し方についてもご検討いただきたいと思います。

会長

今、各委員がおっしゃったように、なるべく簡潔で分かりやすい資料の提出の仕方についてもご考慮いただければありがたいと思います。
年4回ほど開催しておりますが、例えば毎回議題として出てくるのでしょうか。

提案課

今、想定しているのが、減免基準①イで収益事業ありの案件ですので、事実上、前回お示しした4案件ぐらいとなり、1回の審議会になると思います。
ただ、住民訴訟になったものにつきましても、以前からずっと続けているものを、時代が変化したのに、漫然と繰り返してきたというところに、齟齬が生まれたところだと思いますので、毎年まで必要ではないかもしれませんが、定期的に第三者の視点で見ていただくことは重要と考えています。

会長

各委員のご意見を反映した形で、提案課の方で対応していただくということをお願いしたいと思います。
それではこの議案第1号につきましては以上となります。